

令和6年度の事業計画と

前年度のまとめ

センター静岡国

No.60



**静岡市子ども未来局
青少年育成課**

目 次

I 概 要

1 趣旨及び事業内容	1
2 実施体制	1
3 沿革史	2

II 令和6年度の事業計画

1 補導活動	4
2 環境浄化活動	6
3 広報啓発活動	7

III 令和5年度の事業報告

1 補導活動	9
2 環境浄化活動	13
3 広報啓発活動	16

IV 資 料

1 静岡市青少年育成センター事業実施要綱	17
2 青少年相談機関一覧	19
3 各法令上の少年等の区分	20
4 不審者情報登録案内	21

Ⅰ 概 要

1 趣旨及び事業内容

静岡市は、青少年の非行防止、保護及び矯正を図り、青少年の健全育成を推進するため、静岡市青少年育成センター事業（以下「センター事業」という。）を実施する。

現在の静岡市青少年育成センターは、市の組織図に記載される「組織」ではなく、青少年育成センターという事業である。

事業内容は、「青少年の補導」「青少年に関する調査及び情報収集」「青少年を取り巻く有害環境の浄化」「青少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発」「関係機関、関係団体等との連絡調整」等。

※「静岡市青少年育成センター事業実施要綱」は、静岡市・清水市の合併(平成 15 年)及び政令市への移行・組織改編(平成 17 年)により、それまで定めていた 3 つの関係要綱（「静岡市青少年育成センター設置要綱」「静岡市青少年育成センター補導委員に関する要綱」「静岡市青少年育成センター補導委員感謝状贈呈実施要綱」）を整理統合したもの。平成 24 年 1 月 31 日から施行。要綱の内容は、17 ページを参照のこと。

2 実施体制

(1) 職員

役職	職員数
青少年育成課長	1 名
指導係 主幹兼係長	1 名
指導係 指導主事	1 名
指導係 主任主事	1 名
指導係 会計年度職員（青少年指導員）	4 名
合 計	8 名

(令和 6.4.1 現在)

(2) 補導活動組織

補導委員 229 名

青少年補導員 521 名

(3) 青少年育成センター運営委員会

15 名

<委員構成>

静岡少年鑑別所、警察署（3 名：静岡中央、静岡南、清水）、青少年健全育成団体（2 名）、民生委員・児童委員協議会、保護司会連絡協議会、更生保護女性会、校長会（2 名）、PTA 連絡協議会、市民委員

※運営委員会は、センター事業の円滑な運営や業務計画について協議する。

3 沿革史

(1) 旧静岡市青少年育成センター

- ・昭和37年 4月 1日 静岡市教育委員会内に静岡市青少年相談所が設置され、所長は教育委員会青少年室長が兼任。補導委員を120名とする。
- ・昭和39年 7月13日 青少年相談所の業務に補導活動とその他の業務を加え、総理府の補助を受け、静岡市青少年センターが誕生する。
- ・昭和40年 4月12日 補導委員を150名に増員する。
- ・昭和41年 4月 1日 カウンセラーを1名配置する。
- ・昭和43年 4月 1日 カウンセラーを2名に増員する。
- ・昭和49年 2月27日 補導委員を200名に増員する。
- ・昭和49年 5月14日 静岡市青少年補導センターと改称する。
- ・昭和54年 4月 1日 専任補導員制度を導入する。
- ・昭和56年 2月25日 補導委員を320名に増員する。
- ・昭和58年 4月 1日 カウンセラーを4名に増員する。
- ・昭和60年 4月 1日 補導委員を340名に増員する。
- ・昭和63年 2月10日 補導委員を350名に増員する。
- ・平成 2年 4月 1日 カウンセラーを5名に増員する。
- ・平成 3年 4月 1日 ふれあい教室担当指導主事を配置する。
- ・平成 3年 5月 7日 「静岡市ふれあい教室」を開級する。
- ・平成 4年 4月 1日 静岡市青少年育成センターと改称する。
- ・平成 5年 4月 1日 ふれあい教室専任指導員を配置する。
- ・平成 6年 4月 1日 カウンセラーを6名に増員する。
- ・平成 9年 4月 1日 青少年育成センター係を新設し、青少年補導・非行に関する相談を所管する。不登校・いじめ等に関する相談及びふれあい教室の運営については、指導係の所管とする。フリーダイヤルによる「こどもホットライン」を開設し、電話相談員2名の交代制とする。
- ・平成13年 4月 1日 電話相談員を3名の交代制とする。

(2) 旧清水市少年補導センター

- ・昭和35年 4月15日 清水市民生部社会課に青少年係が設置される。10月に青少年補導員として7名を任命、また、地区推進委員会付育成補導員（小・中・高校教員等）及び自治会単位の育成補導員を委託する。
- ・昭和36年11月15日 清水少年補導センターが清水銀行協会内に開設され、清水警察署より婦人少年補導員2名が派遣され、街頭補導、少年相談にあたる。
- ・昭和40年 6月16日 教育委員会事務局内に青少年課が新設され、補導と育成の一元化をはかり、少年補導センター所長を教育長兼務とする。
- ・昭和44年 4月 1日 少年相談を重視し、専任相談員を配置する。
- ・昭和46年 4月 1日 相談業務の充実のため清水市福祉事務所家庭児童相談員を1

- ・昭和51年 5月 1日 名新規に配置し、同年10月より1名増員し、少年補導センターの常駐とする。
- ・昭和54年 8月 1日 少年補導センター所長を青少年課長とする。
- ・昭和61年 4月 1日 総合子ども相談室が教育会館内に開設され、少年補導センターより家庭児童相談員2名を派遣し相談業務の充実をはかる。
- ・平成9年 4月 1日 指導主事1名を配属し、学校との一層の連携をはかる。
- ・平成9年 4月 1日 相談専用のフリーダイヤルを開設し、相談業務サービスの向上をはかる。

(3) 静岡市青少年育成センター

- ・平成15年 4月 1日 静岡市と清水市との合併による新しい静岡市の誕生に伴い、静岡市青少年育成センターが教育委員会社会教育政策課内に設置される。また、拠点が静岡、清水両教育事務所青少年課に配置される。
なお、静岡教育事務所青少年課においては、不登校・いじめ等に関する相談等を所管する相談担当を置く。
- ・平成16年 4月 1日 静岡・清水両教育事務所青少年課が統合し、清水総合事務所内に青少年課が設置される。青少年課内に静岡市青少年育成センターが設置される。
- ・平成17年 4月 1日 青少年対策の所管が教育委員会から市長部局に移る。これに伴い、青少年育成センターは市民局市民生活部青少年育成課に設置される。ただし、児童・生徒の教育相談は教育委員会学校教育課の所管となる。なお、この日をもって、静岡市は政令指定都市に移行した。
- ・平成18年 3月31日 静岡市と蒲原町が合併。
- ・平成18年 4月 1日 静岡市の機構改革に伴い、青少年育成センターは市民環境局市民生活部青少年育成課の所管となる。
- ・平成19年 4月 1日 静岡市の機構改革に伴い、青少年育成センターは保健福祉子ども局子ども青少年部青少年育成課の所管となる。
なお、青少年相談は、新たに設置された子ども青少年相談センターの所管となる。
- ・平成20年11月 1日 静岡市と由比町が合併。
- ・平成25年 4月 1日 保健福祉子ども局子ども青少年部を子ども未来局子ども未来部に変更。
子ども青少年相談センターは「子ども若者相談センター」となり、青少年育成課に配置される。
- ・平成27年 4月 1日 子ども未来局子ども未来部を子ども未来局に変更。

(4) 静岡市青少年育成センター事業

- ・平成24年 1月31日 「静岡市青少年育成センター設置要綱」の廃止に伴い、新たに「センター事業」として実施。(1ページを参照)

Ⅱ 令和6年度の事業計画

1 補導活動

【重点】

これまでの組織体制のもと、補導活動を引き続き実施する。将来にわたり持続可能で効果的な補導活動の在り方について、実施回数・参加人数・巡回ルート等の観点から検討を行う。

(1) 活動組織

① 青少年育成センター事業

・補導委員

関係機関・団体からの推薦に基づき、市長が委嘱。任期2年。

関係機関・団体及び人数は次のとおり。

【葵区・駿河区】

関係機関・団体		人数	関係機関・団体	人数
教員	高等学校	20	中学校区青少年健全育成会	21
	中学校	21	静岡市子ども会連合会	0
	小学校	42	静岡地域青少年健全育成連絡協議会	2
PTA	高等学校	0		
	中学校	23		
	小学校	53		
合 計		182		

【清水区】

関係機関		人数
教員	高等学校	7
	中学校	17
	小学校	23
合 計		47



合計 229 人

② 清水地域青少年育成推進委員会事業（清水区）

・青少年補導員（清水区のみ）

清水区の連合自治会ごと（21地区）に組織された「地区青少年育成推進委員会」の補導部（以下「地区補導部」という。）に所属する青少年補導員。清水区における地区ごとの補導は、この青少年補導員の自主的な運営により実施されている（事務局：青少年育成課）。令和6年度は、521名の体制で活動する。

(2) 街頭補導

① 中央補導

市役所の静岡庁舎又は清水庁舎を起点として、主に繁華街周辺を巡回する。

- ・ 実施者 補導委員、青少年育成課職員
- ・ 実施回数 月8回程度
- ・ 実施時間 <静岡地区>
午後3時30分から2時間程度 午後6時30分から2時間程度
<清水地区>
午後6時30分から2時間程度
- ・ 特徴 セノバ、パルシェ、地下街、駿府城公園、常磐公園、森下公園、エスパルスドリームプラザなど、青少年の集まりやすい場所を巡回する。
また、地域や所属の異なる補導委員間の情報交換、及び青少年育成課職員との情報交換の場ともなっている。

② センター補導【市内全域】

青少年指導員により、繁華街・市内の公園等の巡回を実施する。補導車を使用した巡回の際には、青色防犯パトロール活動を併せて実施する。

- ・ 実施者 青少年指導員
- ・ 実施回数 週1～2回
- ・ 実施時間 午後1時から午後5時までの間で2時間程度
- ・ 特徴 関係機関・団体からの情報をもとに、繁華街、市内各地の公園、不審者事案発生箇所、市内小中学校周辺等を巡回する。補導車を使用して巡回する場合は、青色防犯パトロールを兼ねて実施している。

③ 地域補導【葵・駿河区】

補導委員を中学校区ごとに班編成し、各班（地域補導班）が各地区及びその周辺を巡回する。令和6年度は32班編成（葵19：夜15 昼4、駿河13：夜8 昼5）で実施。

- ・ 実施者 補導委員
- ・ 実施回数 月1～2回
- ・ 実施時間 午後3時から午後9時までの間で2時間程度（地域により異なる。）
- ・ 特徴 各地域の状況や課題に応じて、たまり場や非行が行われやすい場所を巡回する。地域の青少年への声かけや店舗等訪問など、地域に密着した活動を行っている。

④ 地区補導【清水区】（清水地域青少年育成推進委員会補導部）

青少年補導員（地区補導部）が、各連合自治会の区域及びその周辺を巡回する。

- ・ 実施者 青少年補導員
- ・ 実施回数 月2～4回
- ・ 実施時間 主に夜間実施（地区により異なる。）
- ・ 特徴 ③地域補導と同様

⑤ 一斉補導

夏季、冬季の年2回、関係機関・団体と連携し、市内全域で一斉に実施する。

- ・ 実施者 補導委員、青少年補導員、警察官、少年警察協助手員、少年指導委員、立入調査員、ユースサポーター、関係団体役員、青少年育成課職員
- ・ 実施回数 年2回



- ・ 実施時間 各地域（地区）により異なる。
- ・ 特 徴 非行の芽が生まれやすい夏休み・冬休みを迎えるにあたり、非行防止と市民意識の高揚を図るため、市内全域において一斉に実施する。令和5年度、夏季は葵・駿河区が7月19日（金）、清水区が7月22日（月）、冬季は葵・駿河区が12月13日（金）、清水区が12月16日（月）に実施の予定。

⑥ 特別補導

祭典時（秋葉大祭、きよみず祭りなど）や通常の補導活動時間より遅い時間帯（午後8:00から10時まで）に実施する。

- ・ 実施者 補導委員、青少年補導員、青少年育成課職員
- ・ 実施回数 年2～3回
- ・ 実施時間 主に夕刻から夜間
- ・ 特 徴 多くの青少年が集まる祭典時、長期休みの遅い時間に実施する。



（3）研修会・連絡会

① 新任補導委員委嘱式・研修会

- ア 実施日 【葵・駿河区】5月27日（月） ※②地域補導連絡会と同日開催。
【清水区】5月30日（木）
- イ 内 容 補導委員の委嘱、補導活動の講習および説明



② 地域補導連絡会・補導委員研修会【葵・駿河区】

- ア 実施日 5月27日（月）
- イ 内 容 地域補導班の編成、地域補導班の年間活動計画の策定、巡回経路の検討、地域の実態・課題等の情報交換、補導活動の講習および説明

③ 清水補導部長会【清水区】（清水区青少年育成推進委員会補導部）

- ア 実施日 年5回開催（4月、6月、9月、11月、3月）
- イ 内 容 地区補導部の代表者による地区間の情報交換、青少年育成課からの依頼及び情報提供

2 環境浄化活動

【重点】

立入調査や社会環境実態調査を通じて、関係法令の周知徹底を図るなどの働きかけを行う。

（1）立入調査

立入調査は、「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」（以下「県条例」という）に基づいて、立入調査員が実施する。立入調査員は、補導委員（市内公立中学校、市立・私立高及び青少年育成課職員）に対し、市長が委嘱する。

7月の夏季一斉補導と併せて実施する。

1月以降に社会環境実態調査の結果に基づき、県条例違反があると思われる店舗に対して立入調査を実施する。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の実態調査

10月～12月にかけて実施する。主に補導委員、青少年補導員が、それぞれの地域内の書店、コンビニエンスストア、ビデオ・DVD取扱店、玩具店、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、携帯電話販売店などの店舗を巡回し、営業状況を調査するとともに、県条例の周知を図る。

なお、調査結果は、有害環境の把握と改善に役立てていく



3 広報啓発活動

【重点】

青少年や保護者に対し、安心安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進する。また、青少年育成センターだより「みらい」では、月1回発行のメリットを生かし、青少年の非行問題等の最新情報を提供できるようにする。

(1) 啓発リーフレットの作成・配布

7月の「青少年の非行・被害防止強調月間」、11月の「子供・若者育成支援強調月間」、2月の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に併せて、非行防止やインターネットの安全・安心利用などについて啓発するためのリーフレットを作成・配布する。学校を通じて保護者に配付するとともに、街頭キャンペーンでは広く市民に配布する。令和6年度も、7月に全中学生の保護者、11月には小学校4～6年生の保護者、2月には新中学1年生の保護者に配付する予定。



令和6年度7月のリーフレット



令和5年度11月のリーフレット



令和5年度2月のリーフレット

(2) 街頭キャンペーンの実施

7月と11月の強調月間期間中に、警察、保護司会、民生委員・児童委員協議会、健全育成団体、市内中学校など関係機関・団体と協力し、街頭キャンペーンを実施する。7月1日(月)は、JR静岡駅北口地下イベントスペース、11月1日(金)は、JR草薙駅北口及び南口で実施の予定。



(3) 街頭広報

7月と11月の強調月間にあわせ、次の広報活動を実施する。

- ・横断幕設置(静岡市役所静岡庁舎、清水庁舎)
- ・懸垂幕設置(蒲原支所)



(4) 機関紙の発行

青少年関連情報を掲載した機関紙、育成センターだより「みらい」を月1回発行し、補導委員、青少年補導員及び関係機関・団体等に配布する。

静岡市青少年育成センターだより

令和5年度 第1号 みらい

地域の子どもは地域で守り育てる

子ども未来局青少年育成課長 堀内 三千代

青少年育成課長の挨拶です。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウィルスの感染対策上の観点から、本年5月8日より5期に順行することとなり、これまで一律に求められてきた感染対策の仕様が、個人や事業主等の判断に委ねられるようになります。私どもの活動が公平に受け入れられることが望まれます。

青少年の安全確保は、文部科学省によるSNS被害や有害情報の取組、また、心身の不登校等、依然として多種かつ複合的な課題に直面しておりますが、市内においても、地域での活動の高関等により、これによる保護感や懸念感が軽減されていくことが期待されます。

本市では、「地域の子どもは地域で守り育てる」をモットーに、地域の警察、健全育成団体の皆様、関係機関・団体の皆様と連携し、青少年の絆づくりを進めてまいりました。

本年度も、「静岡市青少年育成センター事業」として、関係とともに、次の3つの活動に取り組んでまいります。

- 1 適切な居場所を通して青少年の非行の芽を未然に防ぐ 『**街頭補導活動**』
- 2 青少年の健全な成長に寄り添い、必要に応じて学習支援を行う 『**学習浄化活動**』
- 3 街頭キャンペーンの呼びかけによる青少年・保護者への啓発 『**広報啓発活動**』

これらの活動を通じ、青少年が、またたか人々とのつながりの中で、心身ともに健やかに成長し、誰もが活躍できる社会を目指し、次の世代に引き継いでいける社会を築いてまいります。青少年の健全な成長と非行防止を支援いたします。

引き続き、地域に根ざした青少年育成活動を続けてまいりますので、同様のご協力をお願い申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。



令和6年度第1号

静岡市青少年育成センターだより

令和5年度 第2号 みらい

【県内・市内の少年非行の現状について】

◆ **静岡県内10市町村の少年非行・被害状況 5年間の経年比較(表1)** ◆

① 県内10市町村の少年非行・被害状況は減少傾向で、被害からは増加しています。
② 非行種別の中では相乗り(乗車、乗船、自転車)が昨年大きく増加しました。
③ 窃盗犯(万引き、乗り物盗、空き家など)が全体の約6割を占めています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
凶悪犯	13	10	9	9	11
相乗り	153	134	79	113	136
窃盗犯	421	422	387	330	328
児童虐待	23	20	14	17	17
その他	26	16	10	14	16
その他	85	112	94	90	88
合計	721	720	593	573	574

◆ **静岡市内10市町村の少年非行・被害状況 経年比較(表2)** ◆

① 市内10市町村の少年非行・被害状況は、非行種別は減少傾向、被害からは増加しています。
② 非行種別では相乗り(万引き等)の非行入道が大きく増加しました。
③ 万引き等の非行入道が全体の約6割を占めています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
凶悪犯	2	1	2	1	2
相乗り	24	29	17	16	37
侵入窃盗	2	2	3	2	5
窃盗犯	27	15	33	17	16
非行入道	50	78	41	41	62
児童虐待	1	3	2	5	7
その他	3	4	2	4	5
その他	11	24	13	19	20
合計	120	156	113	105	154

令和6年度第2号

令和5年度の事業報告

1 補導活動

(1) 令和5年度 種類別実施状況

実施月	実施回数	参加人員(人)					注意(人)	声かけ(人)	一般成人指導(人)
		補導委員	青少年補導員	青少年育成課職員	その他	計			
4月	64	25	418	30	43	516	61	382	52
5月	62	8	435	20	56	519	33	426	20
6月	64	71	422	27	50	570	76	841	65
7月	88	377	533	20	128	1,058	55	1,146	29
8月	81	165	331	21	25	542	31	478	58
9月	85	185	328	32	44	589	60	616	73
10月	105	184	416	39	51	690	162	1,001	98
11月	103	190	447	30	54	721	74	663	54
12月	93	196	558	33	194	981	106	685	66
1月	106	168	410	31	70	679	78	491	47
2月	85	177	298	29	57	561	57	557	31
3月	97	172	399	28	54	653	74	471	37
補導活動計	1,033	1,918	4,995	340	826	8,079	867	7,757	630
令和4年実績	986	1,849	5,427	357	1,035	8,668	714	5,403	632
令和3年実績	600	501	3,622	339	577	5,039	513	3,319	604

※1 補導委員：関係機関・団体からの推薦に基づき市長が委嘱した静岡市青少年育成センター補導委員

※2 青少年補導員：清水区の地区青少年育成推進委員会からの推薦に基づき静岡市青少年育成会議が委嘱した補導員

(2) 令和5年度 種類別実施状況

補導の種類	実施回数	参加人員(人)					注意(人)	声かけ(人)	一般成人指導(人)
		補導委員	青少年補導員	青少年育成課職員	その他	計			
中央補導	114	428		318		746	447	5,456	525
地域(地区)補導	910	1,302	4,538	0	601	6,441	283	1,499	52
一斉補導	4	188	457	17	225	887	79	524	44
特別補導 (祭典補導・夜間補導)	5			11		11	60	287	9
補導活動計	1,033	1,918	4,995	346	826	8,085	869	7,766	630
令和4年度実績	986	1,849	5,427	357	1,035	8,668	714	5,403	632
令和3年度実績	444	531	2,166	350	218	3,265	584	3,762	806

(3) 令和5年度 研修会・連絡会実施状況

名称	実施日	参加人員(人)					会場・内容等
		補導委員	青少年補導員	青少年育成課職員	その他	計	
新任研修会 【清水区】	5月22日 (月)	36	109	10	20	173	会場 静岡市役所清水庁舎 内容 補導活動の説明 少年非行の現状の研修 等
補導活動研修 地域補導連絡会 【葵区・駿河区】	5月30日 (月)	201		10		211	会場 グランシップ 内容 補導活動の説明、少年非行の現状の研修 地域班の編成 年間活動計画の検討 等
清水補導部長会 【清水区】	5回 開催		91	10		101	会場 静岡市役所清水庁舎 内容 参考情報等の提供 地域情報等の交換 等
研修会等計		237	200	30	20	487	
令和4年度実績		207	180	32	17	436	

(4) 令和5年度 学職別・内容別集計表

	性別	注 意 (人)																		注意計	声 かけ (人)			声 かけ 計
		喫煙	飲酒	薬物乱用	不健全娯楽		怠学	その他	交通安全指導										帰宅		マナー	挨拶等		
					ゲーム場入場	パチンコ店入場			二人乗り	無灯火	並進	片手運転	ヘッドホン	スクランブル	信号無視	一時不停止	右側走行	その他						
小学生	男	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	0	4	0	0	0	0	14	50	0	635	685	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	6	42	8	485	535	
中学生	男	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	6	0	6	0	0	4	16	47	77	9	543	629	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	37	1	406	444	
高校生	男	0	0	0	0	0	0	0	5	32	123	16	21	68	1	14	6	9	295	133	11	1,301	1,445	
	女	0	0	0	0	0	0	0	2	6	76	7	14	10	2	2	3	2	124	147	8	2,571	2,726	
その他の少年	男	0	0	0	0	0	0	0	1	13	3	3	6	11	0	0	7	4	48	5	6	131	142	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	0	1	2	0	0	9	3	29	11	0	65	76	
男計		0	0	0	0	0	0	0	6	57	138	26	27	89	1	14	17	29	404	265	26	2,610	2,901	
女計		0	0	0	0	0	0	0	2	16	88	7	15	13	2	2	12	5	162	237	17	3,527	3,781	
合計		0	0	0	0	0	0	0	8	73	226	33	42	102	3	16	29	34	566	502	43	6,137	6,682	
令和4年度実績		0	0	0	1	0	0	0	7	65	170	7	19	98	6	9	15	10	407	298	62	3,623	3,983	

令和5年度実績	一般成人指導	0	156	19	12	15	332	12	0	20	2	568
令和4年度実績	一般成人指導	2	110	8	23	9	342	17	1	10	11	533

(5) 補導（声かけ）事例（過去の補導活動の報告内容を掲載）

青少年からのあいさつ

センター職員のみで補導をしていたときのことです。常磐公園前で女子小学生3人から「こんにちは」とあいさつをされました。また、別の日に中央体育館横で男子中学生が「こんにちは」と私たちよりも先にあいさつをしてくれました。びっくりするとともに、とてもいい気分になりました。思わず、「先にあいさつできて、えらいねえ」「自分からあいさつしてくれて、ありがとう」と言っていました。

これからもこんな場面に会うことを期待して、声掛け活動をしていこうと思います。

ほっこりする声掛けを

今年は暑い夏がいつまでも続いたかと思えば、秋は短くそのまま冬を迎えてしまいました。少し気候がよくなってくると放課後の時間帯から夜にかけて、公園のベンチには制服姿の高校生グループが多くなってきます。制服を着た高校生カップルの姿も珍しくありません。中央補導で公園を巡回していて特に周囲が暗くなってきた場合には、帰宅を促す声掛けをします。我々が声掛けをすると高校生たちは一瞬身構えた雰囲気を醸し出しますが、柔らかい口調で接すると高校生たちは安心したかのように打ち解けてくれることが多いように感じます。高校生にとって我々補導委員は煩わしい存在であるかもしれませんが、青少年を犯罪から守る意味でも、我々の声掛けは必要不可欠のものであると信じて今後も補導活動に取り組んでいきたいです。

相手の心へ響く声掛けの難しさ

葵タワー前の植え込みの縁にスケートボードに足をかけて座っている3人の少年を目にしました。4人の巡回員が少年たちに近づいて声を掛けました。

「こんばんは。」すると3人のうち一人が「俺たち何にもしてないよ。友達を待ってるだけ。」と少年から口火を切りました。「市の補導員だけど。そうなの？スケートボード持ってるから気になってね。」

「だからやってないでしょ！」

「そうだね、やってなかったね。ここでスケボーやっては…」と話し始めると、

「やっちゃダメでしょ！知ってるよ。」と、こちらの話を遮るように続けました。

「知ってるんだね。じゃあ決まりは守ってね。高校生かな？」

「違うよ。14歳。」話をしている子は14歳に見えなくもありませんが、他の2人はどう見ても高校生以上に見えました。他の二人はだんまりを決めて距離を取ってこちらを観察している感じにも思えました。

「そうかい。遅くならないように帰ってね。」と言って、注意を促している脇を他の一人が、見せつけるように大きな音を立てスケートボードに乗って呉服町通方面へ走り去っていきました。

表面上は、ルールを知っている、スケボーをここではやっていない、時間を守って帰るということを言っています。しかし、本心からの言葉ではないでしょう。こちらの声掛けをかわす手段だったと感じます。こちらの声掛けが少年の心に届かず、相手がこちらをかわし、わざとスケートボードで走っていくという挑発にも似た行動を取らせてしまいました。相手の心に届く声掛けの難しさを改めて感じた夜でした。

2 環境浄化活動

(1) 立入調査

令和5年7月、一斉補導にて、立入調査を実施した。コンビニエンスストア、書店、カラオケボックス等42店舗について立入調査を行い、有害図書類の陳列状態や深夜営業店における深夜の青少年入場禁止の掲示の有無等の確認を行った。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の実態調査

- ① 調査期間 令和5年10月～令和5年12月
- ② 実施者 青少年育成センター補導委員・青少年補導員・青少年育成課職員
- ③ 調査店舗 527店
- ④ 調査結果 ア～シのとおり

ア コンビニエンスストア

年度	店舗数	有害指定図書	陳列区分	不健全図書	陳列区分	販売禁止表示
R5	308	31	6	45	20	15
R4	317	24	6	48	22	21

※R4より調査項目が変更したため、「酒・タバコの販売」については未調査

年度	店舗数	成人向図書	成人向DVD	陳列区分	販売禁止表示	販売	
						酒	タバコ
R3	319	34	0	13	23	301	301

イ 書店

年度	店舗数	有害指定図書	陳列区分	不健全図書	陳列区分	販売禁止表示
R5	54	9	0	23	24	26
R4	52	7	7	26	25	26

※R4より調査項目が変更

年度	店舗数	成人向図書	成人向DVD	陳列区分	販売禁止表示
R3	52	34	33	33	33

ウ 玩具店

年度	店舗数	有害がん具類					その他の 性的 がん具	R18 ゲーム ソフト	陳列 区分	販売禁止 表示
		有害が ん具銃	10歳以上 がん具純	パタフラ ナイフ	がん具 手銃	性的がん具				
R5	33	10	6	1	3	6	7	/	14	11
R4	37	11	4	1	4	6	7	9	19	14
R3	36	12	/	1	3	4	6	8	18	14

※R4 より調査項目に「10歳以上がん具銃」追加

エ カラオケボックス

年度	店舗数	内部 施錠	外部 確認	販売		立入禁止 表示
				酒	タバコ	
R5	30	/	/	/	/	30
R4	31	/	/	/	/	31
R3	31	0	30	28	7	30

※R4 より調査項目変更

オ ゲームセンター

年度	店舗数	店員の いる店舗	立入禁止 表示
R5	/	/	/
R4	/	/	/
R3	10	10	10

※R4 よりゲームセンターは調査外

カ ゲーム機設置店

年度	店舗数	店員の いる店舗	立入禁止 表示
R5	12	/	5
R4	8	/	2
R3	8	7	/

※R4 より調査項目変更

キ ビデオ・DVD取扱店

年度	店舗数	販売	貸出	成人向 取扱	陳列 区分	販売禁止 表示
R5	26	21	9	21	19	21
R4	29	26	11	24	22	23
R3	31	21	11	20	19	20

ク 複合カフェ（インターネットカフェ・まんが喫茶）

年度	店舗数	内部 施錠	外部 確認	販売		有害 図書類	年齢 確認	立入禁止 表示	フィルタ リング	利用時間 制限
				酒	タバコ					
R5	8	/	/	/	/	0	8	8	3	8
R4	9	/	/	/	/	0	9	9	7	9
R3	11	7	5	9	9	0	11	10	7	9

※R4 より調査項目が変更したため、「酒・タバコの販売」については未調査

ケ ボウリング場

年度	店舗数	立入禁止 表示
R5	5	5
R4	6	5
R3	6	5

コ 図書・玩具類自動販売機

年度	台数
R5	0
R4	0
R3	0

サ 携帯電話販売店

年度	店舗数
R5	51
R4	58
R3	57

(3) 白ポスト(有害図書類回収)

設置場所 JR東静岡駅南北通路2台

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	0	1	6	20	8	6	10	2	0	0	0	0	53
R4	30	139	0	0	25	24	5	7	195	4	11	0	440
R3	4	12	19	6	7	5	1	11	85	8	3	8	169

※R6より白ポスト廃止

3 広報啓発活動

(1) 刊行紙・啓発品

①育成センターだより「みらい」(毎月1,450部発行)

青少年補導関連情報を掲載した機関紙を作成し、補導委員、青少年補導員、学校、関係機関・団体に配布した。

②青少年の非行・被害防止強調月間<7月>リーフレット(23,000部)

有害サイトアクセス制限機能(フィルタリング)の利用、スマートフォン・携帯電話・インターネットの持つ危険性や深夜外出、飲酒・喫煙、危険ドラッグ使用等の青少年非行・被害防止、自転車の乗り方(道路交通法)等について、家庭で「社会のルールを守ること」「家庭のルールをつくること」について考えるリーフレットを作成し、静岡市内の中学校の全保護者や、各地域・地区に配布した。

③子供・若者育成支援強調月間リーフレット<11月>(21,000部)

子どもが学校へ行けないとき(不登校)に適応指導教室の紹介、子どもや保護者への相談活動の紹介、ヤングケアラー支援についてのリーフレットを作成し、市内の小学校4～6年生の全保護者と、各地域・地区に配付した。

④青少年の安全なインターネット利用について啓発リーフレット(7,500部)

スマートフォンや携帯電話等の使用におけるマナーやモラル、安全対策に関するリーフレットを作成し、新たにスマホを購入する割合が高く、またSNSの年齢制限が外れる新中学校1年生の保護者に新入生説明会において配布した。

(2) 街頭キャンペーン

①青少年の非行・被害防止強調月間街頭キャンペーン

・実施日：令和5年7月3日(月)午後4時00分～5時00分

・実施場所：JR静岡駅地下広場・JR静岡駅コンコース

(啓発品配布 1,000セット)

・参加者：静岡中央・南署、城内中生徒・大里中生徒・教員・健全育成会、静岡地域青少年健全育成連絡協議会、静岡市保護司会、静岡市民生委員児童委員協議会、静岡市

②子ども・若者育成支援強調月間街頭キャンペーン

・実施日：令和5年11月8日(水)午後4時00分～5時00分

・実施場所：JR草薙駅北口及び南口(啓発品配布数 800セット)

・参加者：清水警察署、清水七中生徒・教員、清水三中生徒・教員、清水青少年育成推進委員会、静岡市

(3) 街頭広報

各強調月間に次の広報啓発活動を実施した。

・横断幕設置(静岡市役所静岡庁舎・清水庁舎)

・懸垂幕設置(蒲原支所)

IV 資 料

1 静岡市青少年育成センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、青少年の非行防止、保護及び矯正を図り、青少年の健全育成を推進するため、静岡市青少年育成センター事業（以下「センター事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 センター事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の補導に関する事業
- (2) 青少年に関する調査及び情報収集に関する事業
- (3) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関する事業
- (4) 青少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発事業
- (5) 青少年関係機関、青少年関係団体等との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の非行防止及び健全育成に関し市長が必要であると認める活動

(補導委員)

第3条 センター事業を実施するため、補導委員を置くものとし、次に掲げる者であつて、青少年に対し深い理解と関心をもち、活動に積極的に参加できる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小学校、中学校及び高等学校の校長が推薦する教諭
- (2) 青少年の保護及び育成に関係のある機関の職員
- (3) 青少年の保護及び育成に関係のある団体の構成員

(補導委員の任期)

第4条 補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補導委員は、再任されることができる。

(補導委員の服務)

第5条 補導委員は、公共の奉仕者としての自覚のもとに、絶えず必要な知識や技術を習得し、職責の遂行に努めなければならない。

2 補導委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(感謝状の贈呈)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する補導委員に対し、感謝状を贈呈するものとする。

- (1) 補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労顕著である者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に功績顕著であると認める者

2 感謝状は、記念品を付して贈呈するものとする。

3 感謝状の贈呈は、毎年度1回行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

(静岡市青少年育成センター補導委員に関する要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 静岡市青少年育成センター補導委員に関する要綱(平成15年4月1日施行)

(2) 静岡市青少年育成センター補導委員感謝状贈呈実施要綱(平成16年4月1日施行)

(3) 静岡市青少年育成センター設置要綱(平成17年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 青少年相談機関一覧

区分	相談機関	電話番号	相談内容等	時間等	
市	子ども未来局 子ども若者相談センター (青少年育成課内)	(面談受付) 054-221-1314	不登校、いじめ、ニート、進路、しつけ・子育て等の相談(0~39歳まで)	月~金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分~17時15分	
		~24時間いじめ電話相談~ 054-254-6811	いじめ等に悩む児童・生徒、保護者等の電話相談	24時間	
		~24時間子供SOSダイヤル~ なやみいおう 0120-0-78310			
	静岡市ひきこもり地域支援センター DanDanしずおか	054-260-7755	ひきこもりに係る相談	火~土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時~17時	
	児童相談所	054-275-2871	子育て相談、障害、非行等子どもに関する専門相談全般	月~金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分~17時15分	
		189	児童虐待関係の通報	24時間	
	各区役所福祉事務所	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	(葵福祉事務所) 054-221-1096	0歳から18歳未満の子ども及び子どもを取り巻く家庭の相談	月~金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分~17時15分
			(駿河福祉事務所) 054-287-8675		
			(清水福祉事務所) 054-354-2429		
	市民局	消費生活センター	(相談専用) 054-221-1056	商品、サービスの契約、多重債務に関する相談(インターネットの架空・不当請求等)	月~金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時~16時
県	青少年交流スペースアンダンテ (県男女共同参画センターあざれあ5階)	054-255-0600	社会的ひきこもりの子ども・若者やその家族に対する社会参加に向けた悩み相談	月~土曜日 (祝日を除く) 13時~16時	
	ハロー電話ともしび (静岡県総合教育センター)	054-289-8686	青少年の悩み相談、保護者との教育相談	平日 (12/29~1/3を除く) 10時~17時	
	思春期健康相談室 ピアーズ・ポケット (県子ども家庭課) (NPO法人リブ'04'ケア'02'03研究会)	055-952-7530	思春期の性や健康に関する悩みについての相談	水曜日 13時~17時 土日 10時~17時	
警察	静岡県警察少年サポートセンター	(フリーダイヤル) 0120-783-410	少年の非行や被害等に係る相談・対応・支援等	月~金曜日 (祝日を除く) 8時30分~17時15分	
	県警ふれあい相談室	054-254-9110	事件・事故や犯罪被害に関する相談	24時間	
国	法務少年支援センター静岡 (静岡少年鑑別所)	054-281-3220	非行や不良行為、職場・学校等でのトラブル、家庭でのしつけや悩み、友人関係問題等(概ね20歳までの青少年、家族、教員等)	月~金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時~12時、13時~16時	

3 各法令上の少年等の区分

法令の名称	呼称	区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
少年警察活動規則	非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
	犯罪少年	(少年法第3条第1項第1号に規定する少年) 罪を犯した少年
	触法少年	(少年法第3条第1項第2号に規定する少年) 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
	ぐ犯少年	(少年法第3条第1項第3号に規定する少年) ①保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年 ②正当の理由がなく家庭に寄りつかない少年 ③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入する少年 ④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年
	不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
	被害少年	犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年
	要保護少年	児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く)
	低年齢少年	14歳に満たない者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童(小学生)	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒(中学生)	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	18歳未満の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	使用禁止者	15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者	18歳未満の者
道路交通法	幼児	6歳未満の者
	児童	6歳以上13歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者

法令の名称	呼称	区分
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	青少年	18歳未満の者

4 不審者情報登録案内

(アプリ内で不審者情報等の様々な情報が確認できます)

静岡県警察防犯アプリ 『どこでもポリス』	静岡県警察本部ホームページからダウンロードして ご利用ください	
-------------------------	------------------------------------	---

センター静岡 No.60

令和6年度事業計画と前年度のまとめ

編集・発行 静岡市 子ども未来局 青少年育成課

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号

電話(054)354-2616

